# 兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第30号外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

л° –ў"

○ 兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課) …………

1

#### 公布された法令のあらまし

#### ◎兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則(規則第18号)

兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正により、全ての兵庫県立体育施設(以下「体育施設」という。)を知事が所管することとなることに伴い、体育施設の管理に関して、休館日、利用の許可の手続、利用料金の基準額等について必要な事項を定めることとした。

規

則

兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年4月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県規則第18号

#### 兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立体育施設管理規則(平成24年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「兵庫県立文化体育館に限る。」を削る。

第2条第1項を次のように改める。

体育施設の休館日は、次の表に掲げるとおりとする。

体育施設	休館日
1 兵庫県立文化体育館	(1) 毎月第1月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、知事が定める日
2 兵庫県立神戸西テニスコート	(1) 毎月第1火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 1の項(2)に掲げる日
3 兵庫県立総合体育館、兵庫県立海 洋体育館、兵庫県立弓道場及び兵庫 県立武道館	<ul><li>(1) 月曜日 (その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日の うち休日に当たらない最初の日)</li><li>(2) 1の項(2)に掲げる日</li></ul>

第6条第1項中「(様式第1号) 又は兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書 (様式第2号)」を「、兵庫県立神戸西テニスコート利用許可申請書、兵庫県立総合体育館利用許可申請書、兵庫県立海洋体育館利用許可申請書、兵庫県立弓道場利用許可申請書、兵庫県立武道館利用許可申請書又は兵庫県立体育施設利便施設事業申請書」に改め、同項ただし書中「体育室、多目的室、格技室若しくはプール」を「体育施設の施設(兵庫県立

弓道場の射場を除く。第8条第1項において同じ。)」に改め、「請求することをもって」の右に「、コインシャワーを利用する場合にあっては所定の利用に係る料金を当該コインシャワーに投入することをもって」を加え、同条第2項中「兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書」を「兵庫県立体育施設利便施設事業申請書」に改め、同条第3項中「兵庫県立文化体育館利用許可申請書は、体育施設の施設を利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日」を「利用許可申請書(兵庫県立体育施設利便施設事業申請書を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 兵庫県立文化体育館又は兵庫県立総合体育館の施設を利用しようとする場合 利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日
- (2) 兵庫県立海洋体育館、兵庫県立弓道場又は兵庫県立武道館の施設を利用しようとする場合 利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日
- ③ 兵庫県立神戸西テニスコートの施設を利用しようとする場合 利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日

第6条第4項中「様式第3号。」を削る。

第8条第1項中「兵庫県立文化体育館利用許可書」を「兵庫県立体育施設利用許可書」に改め、同項ただし 書中「体育室、多目的室、格技室若しくはプール」を「体育施設の施設」に改める。

第10条第1項中「兵庫県立文化体育館利用内容変更承認申請書(様式第4号)又は兵庫県立文化体育館利便施設事業内容変更承認申請書(様式第5号)」を「兵庫県立体育施設利用内容変更承認申請書又は兵庫県立体育施設利便施設事業内容変更承認申請書」に改める。

第11条中「別表1の部」を「別表」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条ただし書中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(書類の様式)

第12条 この規則の規定により知事に提出すべき書類の様式は、知事が別に定める。

別表を次のように改める。

#### 別表(第11条関係)

- 1 兵庫県立文化体育館
  - (1) 多目的ホール等を平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

	区分			基準額						
				開館時刻 から12時 まで	13時から 17時まで	18時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から17時 まで	13時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から閉館 時刻まで	
多	入場料	文化活	全部利用	円	円	円	円	円	円	
目的	その他 これに	動等に利用す		31, 600	42, 100	47, 400	73, 700	89, 500	121, 100	
ホ	類する	る場合	一部利用	19, 500	26,000	29, 300	45, 500	55, 300	74, 800	
ルル	ものを 似い 場	体育・ス ポーツ に利用	全部利用	18, 600	24, 900	28, 100	43, 500	53, 000	71, 600	
	合	する場合	一部利用	6,600	8,800	9,900	15, 400	18, 700	25, 300	
	入場料 その他	文化活 動等に	全部利用	56, 800	75, 800	85, 300	132, 600	161, 100	217, 900	
	これに 類する	利用する場合	一部利用	35, 100	46, 900	52, 700	82, 000	99, 600	134, 700	

		体育・ス ポーツ に利用	全部利用	33, 500	44, 700	50, 300	78, 200	95, 000	128, 500
		する場合	一部利用	11,800	15, 900	17,800	27, 700	33, 700	45, 500
小才	ドール			4,000	5, 400	6,000	9, 400	11, 400	15, 400
体育	室			5, 900	8,000	9,000	13, 900	17, 000	22, 900
多目	l的室			3, 200	4, 200	4,800	7, 400	9,000	12, 200
格技	室			2,600	3, 400	3,800	6,000	7, 200	9,800

# (2) 附属設備の利用料金の基準額

	附	禹設備	基準額
楽器	グランドピアノ(A)		1 台につき7,500円
	グランドピ	アノ (B)	1 台につき5,000円
体育設備及び器具等	体操競技	鉄棒	1台につき500円
(多目的ホール)	用設備	つり輪	1組につき500円
		平行棒	1台につき500円
		跳馬	1台につき500円
		あん馬	1台につき500円
		段違い平行棒	1台につき500円
		平均台	1台につき500円
		跳馬用助走路	1組につき300円
		踏切板	1枚につき100円
	移動式バス	ケット台	1対につき1,500円
	バレーボー	ル用支柱(ネットを含む。)	1組につき500円
	テニス用支	柱(ネットを含む。)	1組につき500円
	バドミント	ン用支柱(ネットを含む。)	1組につき300円
	卓球台(サ	ポートネットを含む。)	1 台につき300円
	卓球用スク	リーン	1 台につき50円
	柔道用畳		1畳につき50円
	得点表示装	 置	1対につき3,200円
	24秒·30秒	ルール装置	1対につき500円
	審判台		1 台につき200円
	得点板		1 台につき200円

	対戦表示板	1 台につき200円
	その他の器具等	1個につき100円
駐車場	大型車(乗車定員30人以上又は車両総重量8 トン以上の自動車をいう。以下同じ。)	1台1回につき1,600円
	中型車 (乗車定員11人以上30人未満又は車両 総重量4トン以上8トン未満の自動車をい う。以下同じ。)	1台1回につき800円
	小型車(大型車及び中型車以外の自動車(自 動二輪車を除く。)をいう。以下同じ。)	1台1回につき500円
その他	暖房設備(多目的ホール)	1時間につき15,700円
	暖房設備(体育室)	1時間につき5,400円
	冷房設備(多目的ホール)	1時間につき10,500円
	冷房設備(体育室)	1時間につき3,700円
	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき250円
	持込み電気器具用コンセント (録音器具を持 込む場合)	持込み器具1式につき2,100円
	持込み電気器具用コンセント (録画器具を持 込む場合)	持込み器具1式につき3,200円
	持込み電気器具用コンセント (ミキシングセットを持込む場合)	持込み器具1式につき5,200円

#### 備考 1 ピアノの調律は、利用者が行うこと。

- 2 冷房設備又は暖房設備を利用する場合において、利用の時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 3 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。
- ③ 受講に係る料金の基準額

区分	基準額	備考
体育室を利用する講座	1人1講座につき6,300円	小学校の児童及び中学校の生徒(こ
プールを利用する講座	1人1講座につき12,500円	れらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。)並びに就学前の者が受
研修室を利用する講座	1人1講座につき12,500円	講する場合は、左欄に掲げるそれぞれの
トレーニング室を利用す る講座	1人1講座につき10,500円	額の2分の1の額とする。

#### 2 兵庫県立神戸西テニスコート

(1) テニスコートを平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

区分	基準額	
テニスコート	1面1時間につき450円	

# ② 附属設備の利用料金の基準額

区分	基準額		
駐車場	1 台 1 時間につき100円		
照明設備	30分につき200円		

# ③ 受講に係る料金の基準額

区分		基準額	受講者
ジュニアコース	9時から18時まで	1人1講座1月につき5,700円	小学校の児童並び に中学校及び高等学 校の生徒(これらに準 ずる学校の児童及び 生徒を含む。以下同
	18時から21時まで	1人1講座1月につき6,100円	じ。) 並びに就学前の 者に限る。
初心者コース	9時から18時まで	1人1講座1月につき3,800円	
	18時から21時まで	1人1講座1月につき4,200円	
その他のコース	9時から18時まで	1人1講座1月につき5,300円	
	18時から21時まで	1人1講座1月につき5,800円	

# 3 兵庫県立総合体育館

(1) スポーツ施設を平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

					基準額						
		区分		9 時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9 時から 17時まで	13 時から 21時まで	<ul><li>9 時から</li><li>21時まで</li></ul>		
大体育	入場の他	体育・ス ポーツ に利用	全 部 利用	円 24,600	円 32, 700	円 36, 900	円 57, 300	円 69, 600	円 94, 200		
室	これに類	する場合	一部利用	12, 300	16, 400	18, 500	28, 700	34, 900	47, 200		
	すもを	その他に利用	全 部利用	36, 900	49, 200	55, 400	86, 100	104, 600	141, 500		
	収 し な い 場合	し     合	一 部 利用	24, 600	32, 700	36, 900	57, 300	69, 600	94, 200		
	入場料で	体育・スポーツ	全 部利用	44, 200	59,000	66, 600	103, 200	125, 600	169, 800		
	のした類	に利用する場合	一部利用	22, 200	29, 400	33, 300	51, 600	62, 700	84, 900		
	すもを徴	その他に利用	全 部利用	66, 600	88, 400	99, 800	155, 000	188, 200	254, 800		

	収する場合	/ 3 ///	一部利用	44, 200	59, 000	66, 600	103, 200	125, 500	169, 800
中体	育室			5, 800	7, 700	8,600	13, 500	16, 300	22, 100
小体	育室			4, 100	5, 400	6, 200	9, 500	11,600	15, 700
格技	室			4, 100	5, 400	6, 200	9, 500	11,600	15, 700

# ② 附属設備の利用料金の基準額

区分			基準額	備考
駐車場	大型車		1台1回につき1,600円	
	中型車		1台1回につき800円	
	小型車		1台1回につき500円	
体育設	体操競技	ゆか	1組につき2,100円	
備及び 器具等		その他の種目	1組につき500円	
		跳馬用助走路	1組につき300円	
	トランポリ	リン	1 台につき1,000円	
	移動式バス	スケット台	1対につき1,500円	
	ハンドボール用ゴール (ネットを含む。) テニス用支柱 (ネットを含む。)		1対につき1,500円	
			1組につき500円	
	バレーボー トを含む。	-ル用支柱 (ネッ )	1組につき500円	
	バドミント トを含む。	、ン用支柱(ネッ )	1組につき300円	
	卓球台(オ	ペットを含む。)	1台につき300円	
	卓球用スク	リーン	1台につき50円	
	審判台		1台につき200円	
	得点板		1台につき200円	
	電光得点表示装置 24秒・30秒ルール装置		1対につき3,200円	
			1対につき500円	
	その他の器具又は用具		1個につき100円	
その他	持込み電気器具用コンセント		1キロワットにつき250円	1 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワ

照明(全部点灯)	1 時間につき2,600円
冷房 (大体育室)	1時間につき15,700円
冷房(中体育室)	1 時間につき4,900円
冷房(小体育室)	1 時間につき2,400円
冷房(格技室A)	1時間につき700円
冷房(格技室B)	1時間につき700円
暖房(大体育室)	1 時間につき12,500円
暖房(中体育室)	1時間につき4,000円
暖房 (小体育室)	1時間につき2,000円
暖房(格技室A)	1時間につき600円

ットとは、持込み電気器具の 定格消費電力量の1キロワッ トをいい、当該定格消費電力 量の合計量に1キロワットに 満たない端数があるときは、 これを1キロワットとする。

- 2 「全部点灯」とは、大体育 室の電灯を全部利用する場合 をいう。
- 3 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを 1時間とする。

#### ③) 受講に係る料金の基準額

	区分	基準額	備考
スポーツ施 設を利用す る講座	トレーニング室	1人1講座につき10,500円	小学校の児童及び中学校の生 徒並びに就学前の者が受講する 場合は、左欄に掲げるそれぞれ の額の2分の1の額とする。
	体育室及び格技室	1人1講座につき6,300円	
スポーツ施設及び研修室を利用す る講座		1人1講座につき6,300円	
研修室を利用する講座		1人1講座につき4,700円	

#### 4 兵庫県立海洋体育館

(1) ヨット、カヌー及びボートの利用料金の基準額

	区分	基準額	備考
ヨット	470	1艇1時間につき900円	1 小学校の児童並びに中学校
	スナイプ	1艇1時間につき800円	及び高等学校の生徒が利用する場合(指導者が、指導のた
	フライングジュニア	1艇1時間につき800円	めにヨット等に同乗する場合
	6 人用練習艇	1艇1時間につき1,000円	を含む。) は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額と
	2人用練習艇	1艇1時間につき600円	する。
	1 人用練習艇	1艇1時間につき400円	2 利用時間に1時間に満たな
	少年1人用練習艇	1艇1時間につき350円	<ul><li>い端数がある場合は、これを 1時間とする。</li></ul>
カヌー	カナディアンカヌー	1艇1時間につき450円	3 1により算出した額に50円 未満の端数が生じたときはそ の端数を切り捨て、50円以上
	カヤック	1艇1時間につき350円	
ボート	ナックルフォア	1艇1時間につき1,200円	100円未満の端数が生じたと
	シェルフォア	1艇1時間につき1,200円	きはその端数を50円とする。
			-

ダブルスカル	1艇1時間につき700円
シングルスカル	1艇1時間につき450円

# ② 受講に係る料金の基準額

区分	基準額	備考
ヨットを利用する講座	1人1講座1日につき4,500円	小学校の児童並びに中学校
カヌーを利用する講座	1人1講座1日につき4,500円	及び高等学校の生徒が受講する場合は、左欄に掲げる額の2
ボートを利用する講座	1人1講座1日につき2,300円	分の1に相当する額とする。

# 5 兵庫県立弓道場

#### (1) 附属設備の利用料金の基準額

区分	基準額	備考
持込み電気器具用 コンセント	1キロワットにつき250円	持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。
コインシャワー	5分につき100円	

# ② 受講に係る料金の基準額

区分	基準額	備考
弓道に関する講座	1人1講座につき6,300円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の 生徒が受講する場合は、左欄に掲げる額の2 分の1に相当する額とする。

# 6 兵庫県立武道館

# (1) 附属設備の利用料金の基準額

区分		基準額	備考
器具等	電光得点表示装置	1対につき3,200円	
	得点板	1 台につき200円	
	タイマー	1対につき500円	
	その他の器具等	1個につき100円	
その他	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき250円	1 持込み電気器具用コ
	持込み電気器具用コンセント (録音器具を持込む場合)	持込み器具1式につき2,100円	ンセントを利用する場合の1キロワットとは、 持込み電気器具の定格
	持込み電気器具用コンセント (録画器具を持込む場合)	持込み器具1式につき3,200円	消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消

持込み電気器具用コンセント (ミキシングセットを持込む場 合)	持込み器具1式につき5,200円	費電力量の合計量に1 キロワットに満たない 端数があるときは、これ
大型映像装置	1時間につき9,500円	<ul><li>を1キロワットとする。</li><li>2 利用時間に1時間に</li></ul>
暖房設備(第1道場)	1時間につき10,500円	満たない端数がある場
暖房設備(第2道場)	1時間につき6,300円	合は、これを1時間とす
冷房設備(第1道場)	1時間につき10,500円	<b>ప</b> .
冷房設備(第2道場)	1時間につき6,300円	

#### (2) 受講に係る料金の基準額

区分		基準額	備考
実技に関す	入門コース	1人1講座につき3,600円	1 小学校の児童及び中学校の
る講座	一般コース	1人1講座につき4,500円	生徒並びに就学前の者が受講する場合は、左欄に掲げるそれ
	上級コース	1人1講座につき9,000円	ぞれの額の2分の1の額とす
	錬成コース	1人1講座につき450円	る。
実技以外に関する講座		1人1講座につき900円	2 1により算出した額に50円 未満の端数が生じたときはそ の端数を切り捨て、50円以上 100円未満の端数が生じたとき はその端数を50円とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に兵庫県立体育施設管理規則を廃止する規則(令和6年兵庫県教育委員会規則第5号)による廃止前の兵庫県立体育施設管理規則(平成24年兵庫県教育委員会規則第9号)によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の兵庫県立体育施設管理規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。